

浄土真宗本願寺派における伝灯奉告法要について

楠 正照

【要旨】

二〇一六年一〇月より、浄土真宗本願寺派第二十五代専如門主の伝灯奉告法要が勤修されるにあたり、これまで浄土真宗本願寺派においてどのような形で伝灯奉告法要が勤修されてきたのかを過去の資料を繙きながらみていった。それにより、浄土真宗本願寺派における伝灯奉告法要は第二十二代鏡如宗主において初めて勤修され、その後、第二十三代勝如宗主、第二十四代即如宗主と勤修されてきていることがわかり、また、それぞれの伝灯奉告法要が勤修される背景、法要の次第や、併催された行事などを比較しながら、勤修の意味合いなどを考察した。

はじめに

第一章 各宗主の伝灯奉告法要について

第一節 鏡如宗主における伝灯奉告法要

第二節 勝如宗主における伝灯奉告法要

第三節 即如宗主における伝灯奉告法要

第四節 鏡如宗主から即如宗主の背景から

第二章 伝灯奉告法要次第

第一節 各宗主の本願寺における伝灯奉告法要次第

第二節 各宗主の大谷本廟における伝灯奉告法要次第

第三章 伝灯奉告法要における諸行事について

第一節 各宗主の伝灯奉告法要における行事

第二節 伝灯奉告法要における参拝者数について
おわりに

はじめに

二〇一六年一〇月より、浄土真宗本願寺派第二十五代専如門主の伝灯奉告法要が勤修される。この法要にあたり、伝灯奉告法要とはどのような法要であり、また、浄土真宗本願寺派ではいつ頃から行われている法要であるのかを過去の資料から緋いていく。

まず、歴代宗主の継職については、祖師を親鸞聖人、二代目を如信宗主と定めたのは第三代の覚如宗主であり、その間は特に定められた形で継承されていたとの記録はない。覚如宗主以降その継承に際して「讓状」というものが書かれるようになり、この讓状によって継承がなされてきてことが『本願寺年表』などに書かれている内容から見てとれる。その後、第十三代良如宗主から後になると、この讓状が書かれていたかどうかの記録が不明になっており、次代を継ぐ者を嗣法と呼ぶようになっていく。嗣法となった者は、先代が亡くなった後に継承するという形が続いていた。これらの継承に際して、広く門末にその継承を知らせる法要が勤修された記録はなく、その記録が出てくるのは、第二十二代鏡如宗主の時が初めてとされる。鏡如宗主以降は、二十三代勝如宗主、二十四代即如宗主と伝灯奉告法要が勤修され現在に至っている。

では、伝灯奉告法要はなぜ勤修されるようになったのか。また、どのような内容で勤修されてきたのかを、当時の資料などから見ていく。

第一章 伝灯奉告法要における背景

第一節 鏡如宗主における伝灯奉告法要

第二十二代鏡如宗主が継職した時の状況を見てみると、まず第二十一代明如宗主が明治三十六年一月十八日に遷化した時、嗣法であった鏡如宗主はアジアの仏跡調査のためカルカタに滞在していた。そのため手続き上、法統継承するという形となったが、明如宗主の葬儀に間に合わないという事態になった。鏡如宗主は一月十九日にカルカタから

大法主猊下御宿痾御再發遂に御遷化の趣急電に接し哀悼の至りに堪へず

予は能ふ限り速に歸朝すべし

御葬儀の舉行は淳淨院をして予に代て之を執らしむ、

と電報を送り、続いて二十三日に、

葬儀は汝等の可と思量する所に依て之を行ふべし、依て速に時日を定め更に報告せよ躊躇すべからず、

「デリー」の戴冠式後東洋船客満員の爲め來る三月上旬ならざれば予は歸朝し得ざるべし

と電報を送り、喪主に弟の淳淨院（大谷光明）を指名し、自身の帰朝は船の關係上三月上旬になることを伝え、葬儀を早急に行うよう指示をした。鏡如宗主の帰山は三月十三日となり、三月十六日に大谷本廟への納骨を済ませた。

『教海一瀾』（第百六拾四號）の記事によると、四月二十六、二十七日の明如宗主百ヶ日法要の後に継職の式典を

行うことになったとあり、その中に、

抑も冠婚葬祭は人生の大典にして、就中冠の一時は彼の英國皇帝戴冠式他宗派管長の普山式などは、且く之を聞き、近くは末寺に於て住職披露の如き、其分に應じて盛に舉行することは、吾人の度々目撃する所なり、……(後略)……

と書かれており、この度の式典は住職披露の意味合いがあること、そして英国皇帝戴冠式や他宗派で行われている普山式などを意識して行われることになったことが見て取れる。

そして、四月十一日に式典の規程が出され、式典を(1)大師眞影堂奉告法要、(2)大谷本廟奉告法要、(3)附屬式典にわけ、日程を五月一日、二日を傳燈奉告會法要、五月三日～五日までを式典とされた。『教海一瀾』(第百六拾五號)

また、この伝灯奉告法要に際して、下り藤紋章を依用した記念五條袈裟が制定されることになった。この五條袈裟は参列僧侶に着用差許され、許状の下附を行っていたが、中には許状を得ずに法衣店で仕立てる僧侶もあり、許可印鑑が押されていない五條は着用を許可しない旨も伝えられている。四月十五日には伝灯奉告法要についての心得なども出されることとなり、その内容は、

一、僧侶出勤ニ就テハ左ノ通り心得ヘシ

(イ)各寺正副住職ハ必ス出勤スヘキ事

但不得已事情ノアル地方ニ限り総代トシテ正副組長ヲ出勤セシムヘシ若シ正副組長差支アルトキハ其組内申合ノ上総代二名ヲ出スヘシ縦令萬已ムヲ得サル事故有之候トモ総代一名ハ必ス上京出勤セシムヘシ機内江州ハ必ス寺別上京出勤ノ事

(ロ)前住職並ニ所属寺堂班衣体許可ノ衆徒ニハ特別ヲ以テ出勤差許サル、ニ付精々上京スヘキ事

- (ハ) 堂班出勤ノ僧侶ニ限り紀念トシテ下リ藤御紋章ノ特殊五條袈裟着用ヲ許可セラル
- (ニ) 堂班式服携帯上京致スヘシ
- (ホ) 上京ニ先チ出勤願書ヲ管事經由ノ上本山ヘ差出スヘシ
但教務所遠隔等ノ為メ管事經由致シ難キトキハ本人衣体許状ヲ携帯上京スヘシ
- (ヘ) 遅クモ本月二十八日迄ニ上京シ換印持参本山ヘ出頭シテ出勤ノ許可ヲ乞ウヘシ
- 二、信徒参列許可ニ就テハ左ノ通り心得ヘシ
- (イ) 別院勘定同肝煎同世話係同講中同檀家総代及ヒ慈善会財団特別会員以上、護持会財団評議員同取締ハ参列許可セラル
但肝煎、世話係、及ヒ講中ハ総代トシテ五名已下ニ限ル
- (ロ) 各寺檀家総代及ヒ同講中総代ハ五名已下ニ限ル
- (ハ) 本月二十九日迄ニ本山ヘ出頭シテ参列券ヲ受取ルヘシ
但前記ノ信徒中、別院ニ關係ノ向ハ其輪番ノ証明ヲ要シ慈善会ニ關係ノ向ハ慈善会財団ノ証明、護持会ニ關係ノ向ハ護持会財団ノ証明、又各寺ニ關係アル向ハ其所屬寺住職ノ証明ヲ要ス各証明書ナキ者ハ許可セス
- (ニ) 服装ハ「フロックコート」又ハ羽織袴若クハ上下ニ限ル事
- (ホ) 各別院ノ勘定ハ御輿添ニ差加ヘラル
但服装ハ中宗大師御遠忌ノ例ニ依リ、白無垢、浅黄平絹指貫、布衣(地合ハ精好、色ハ紫紅ヲ除キ何色ニテモ差支ナシ) 烏帽子、浅沓、中啓、携帯上京スヘシ若シ所持セサル向ハ京都市烏丸高辻下ル飯田商店又ハ其他ニ於テ随意注文調整ノ事

三、御祝儀ハ一般僧侶ハ規程ノ通り又信徒ハ其身應分ニ進納セシムル様取計フヘシ

四、輪番及ヒ管事ハ本月二十七日迄ニ上京シ直ニ宿所ヲ本山庶務部ヘ届出ツヘキ事

但旅費ハ自弁タルヘシ

五、輪番管事在京中ハ主トシテ部内門末ニ関スル事務ヲ懇切ニ取扱ヒ遺憾ナカラシムヘシ

となつており、僧侶、信徒それぞれに、参加の許可を取ること、また参加の際の服装を指定している。これにより、出勤僧の衣体、参列者の服装が統一されることとなり、法要の見栄えも統一感のあるものになったと考えられる。

このように式の準備は着々と整えられ、鏡如宗主が帰山してから一ヶ月半ほどの短い準備期間を終えて五月一日に本山、五月二日に大谷本廟で伝燈奉告法要が行われる事となった。その後七日まで引き続き附属式典が催される事となる。なお、この両日の伝燈奉告法要に出勤した法中は長髪を許されず、いずれも除髪の上参勤するよう指令がだされていた。

その後、五月六日に西山別院で伝燈奉告法要が行われ、順次、全国の別院で伝燈奉告法要が催されることとなる。

本願寺での伝燈奉告法要が終わった後、明治三十六年八月五日付けで『本山典礼』が發布され、その中に本願寺で行う式典として法統継承式が記載され、その詳細が規定されることとなる。記載されている内容を書き出すと、

第四章 法統継承式

第三節 法主法統継承式

第二十九條 法統継承式ハ法主法統継承アリタル後子特ニ時日ヲ定メテ之ヲ行フ

第三十條 法統継承式ヲ分テ右ノ二トス

一 傳燈奉告會

二 慶賀式

第三十一條 傳燈奉告會ハ親修トス

第三十二條 傳燈奉告會ヲ分テ四トス

一 眞影堂奉告法要

二 大谷本廟奉告法要

三 西山久遠寺奉告法要

四 諸別院奉告法要

第三十三條 奉告法要ノ日数ハ左ノ如シ

一 眞影堂奉告法要 一日

二 大谷本廟奉告法要 一日

三 西山久遠寺奉告法要 一日

四 諸別院奉告法要 各一日

第三十四條 大谷本廟奉告法要ハ眞影堂奉告法要ノ翌日トシ西山久遠寺奉告法要ハ大谷本廟奉告法要ノ

翌日以後トス但シ不得已事故アルトキハ更ニ延期スルコトアルヘシ

第三十五條 諸別院奉告法要ハ西山久遠寺奉告法要ノ後子其日程ヲ定ム

第三十六條 慶賀式ハ大谷本廟奉告法要ノ翌日以後ニ於テ之ヲ行フ

第三十七條 門末ハ總テ慶賀ノ誠ヲ表シ出勤参列スヘキモノトス

〔『本山録事』明治三十六年八月五日発行より〕

となつてゐる。

この内容からは、法統継承式には二つの要素から構成され、それ伝燈奉告法要と慶賀式であること、また、伝燈

奉告法要については行う場所と順番、日数が定められることとなったことが知られる。これをもって、本願寺における伝灯奉告法要が初めて定められたこととなる。これ以降の伝灯奉告法要はこの『本山典礼』の記載事項に従って行われることとなる。

では、次に第二十三代勝如宗主における伝灯奉告法要の背景についてみていく。

第二節 勝如宗主における背景

鏡如宗主は大正三年五月十四日に引退することとなり、嗣法は当時三歳であった照（後の大谷光照、勝如宗主）とされたが、まだ幼いこともあり連枝による管長代理という形がとられることとなった。その後、昭和二年一〇月二十一日、十六歳で法統継承と得度式を同時に行い本願寺第二十三代宗主となった勝如宗主は、昭和五年十一月一日に、

去ヌル昭和二年ノ秋予弱齡ノ身ヲ以テ龍谷ノ法統ヲ繼キ教導ノ重庄ヲ承クルニ至リシモ聊カ顧ル所アリテ繼職ノ式事ヲ完クセサリシカ予モ明年ヲ以テ成年ニ達スレバ徒ニ荳苒日ヲ曠クスヘキニ非ス此ニ昭和七年四月一日ヲ期シ列祖ノ遺典ニ準守シ傳燈奉告ノ法要ヲ修行セハヤト思フ所ナリ……（以下略）……

（『勝如上人傳燈奉告法要記念寫真帖』より）

と、伝灯奉告法要を昭和七年四月一日に行うとの直論を発した。この中では伝灯奉告法要を行う理由を成年に達する年齢になったからと述べている。しかし、昭和七年三月一日に御親示として、

今次法統繼承式挙舉行ニツキ門末一同漏レナク懇念ヲ運ヒ準備ノ進捗ニ滞無キコト予力深ク喜フ所ナリ然レニ支那事變ノ終局尚ホ未タ測ルヘカラス擧國一致 皇事ニ殉スヘキノ際法要ノ修行ハ一般ノ參集モ意ニ任セサルヘク万一ニモ門末奉公ノ一途ニ遺憾アラシメハ宗門傳統ノ精神ニ副フ所以ニ非サルノムナラス予力身ニ

取りテモ慶賀ヲ受クルノ安カラサルモノアリ仍テ相當ノ時期ニ之ヲ延修スルヲ得ハ予カ本懐トスル所ナリ

〔『教海一瀾』第七百八十三號より〕

と国の時勢を考慮して延期する旨を伝え、その後、昭和七年十一月一日に延期としたが、昭和七年八月一日に達示をだし、

大法主猊下法統御繼承式は曩に今春三月御親示の思召を體し本年秋季迄御延修の事に御治定を仰きたるも門末多数の希望を容れ農繁の季節を避け別記之通更に御延修の事に御治定を仰き候條此段特に相達す

〔『教海一瀾』第七百八十八號より〕

と、門信徒から要望を受入れ、農繁期をさけ、昭和八年四月十一日に再延期とすることとなった。二度の延期があったが、法要は昭和八年四月十一日～十五日の期間で修行されることとなる。この法要に合わせて、昭和二年の法統繼承から法式調査が行われ、声明が改正される事となる（『本願寺派勤式の源流』一一〇頁より）。この改正された声明によって伝灯奉告法要は勤修されることとなった。また昭和七年二月一〇日には鏡如宗主の時と同じように、伝灯奉告法要記念五條袈裟が制定され出勤僧侶に対して着用許可が与えられた。

なお、勝如宗主の伝灯奉告法要は五日間に渡って行われた。その日程は、

第一日

晨朝 午前七時

御逢 同八時

帰敬式 同十時

奉告法要 午後一時

御逢 同三時

縁儀舞楽御依用

第二日

晨朝 午前七時

御逢 同八時

帰敬式 同十時

奉告法要 午後一時（大谷本廟にて）

庭儀御依用

第三・四・五日

晨朝 午前七時

御逢 同八時

帰敬式 同十時

慶讃法要 午後一時

御逢 同三時

縁儀舞楽御依用

となっており、先に定められた『本山典礼』に則って本山、大谷本廟で各一日ずつ、そして後を慶讃法要として勤めていることがみてとれる。

（『教海一欄』第七百九十五號より）

第三節 即如宗主の背景

第二十四代即如宗主は、昭和五十一年一月十六日に勝如宗主が門主引退を表明したことにより、昭和五十二年四月一日に継職となる。四月一日の早朝に「譲渡式」が行われ昼から法統継承式の法要を行い、二日には即如宗主、勝如宗主が大谷本廟に奉告参拝をし、本山では一日〜三日まで法統継承を記念する法要、儀式行事が行われた。また、その後、伝灯奉告法要の準備が行われ、昭和五十五年四月一日から前期法要（四期）、後期法要（二期）にわけ一〇月六日までの六十二日（内一日大谷本廟）にわたる法要を行う事となった。この法要日程を見てみると鏡如宗主、勝如宗主のそれと大きく変わったことがうかがえる。まず、先例は『本山典礼』にあつたように、法統継承式の中に伝灯奉告法要が含まれていたが、今回は法統継承式の法要と伝灯奉告法要に分けられていること。そして伝灯奉告法要が本山一日、大谷本廟一日、西山別院一日、各別院各一日であつたところが本山で六十一日、大谷本廟で一日という内容になっている。このように変化した経緯を見てみると、『第二十四代即如門主伝灯奉告法要法縁録』（一四頁）に「法統継承式」と「伝統奉告法要」について」という項目があり、そこには、

（一）法規

『法要儀式規程』の第二章第五条に「本宗門は左の儀式を行う」と規定した中に「法統継承式」とある。

同じく『法要儀式規程』の第一章第二条に「本宗門は左の法要を行う」と規定した中に「伝灯奉告法要」とある。

右の規定によれば、前者は儀式であり、後者は法要であるというちがいはわかるけれども、その意義なり趣旨なりの同異については明らかでない。

（二）意義

今はそのそれぞれの意義を次のように理解することが適當であると考え。「法灯継承式」は、宗門の法義の伝統を継承して門主となられたことを表わす儀式である。

「伝灯奉告法要」は、法灯が伝えられた旨を仏祖のおん前に告げ奉る法要である。

……(中略)……

すなわち、前者も法要を伴わないわけではないけれども、法統を継承したという儀式が主であるのに対し、後者は、その旨を仏祖のおん前に告げたまつる法要である。

(三) 趣旨

先例などを勘案して、両者の趣旨のちがいを示すと、おおむね左表の通りである。

法 統 継 承 式	伝 灯 奉 告 法 要
ご門主の世代が変わったことを表わす儀式	世代が変わったことを仏祖の前に奉告する法要
前門主ご退任の直後に行う	法統継承の後、適当な時期を選んで修する
一部の限られた範囲の人たちだけが参列できる	ひろく宗門内外によびかけて大勢の人たちに参拝していただく
厳粛・簡素に行う	賑々しく、慶讃の意をこめて修する

と書かれており、法統継承式と伝灯奉告法要の違いについては「意義なり趣旨なりの同異については明らかでない」とされ、それぞれをどのように見ていけばよいか議論されている。この原因は「(一) 法規」に出てくる『法要儀式規定』の内容であると考えられる。

そもそも、鏡如宗主の時に制定されていた『本山典礼』はどうなつてしまつたのかと調べて見ると、どうやら昭和二〇年の終戦を機に本願寺の宗制、宗法が改正され、その中で『本山典礼』は見直すことになる。その中で昭和二十三年三月一〇日に制定されたのが『法要儀式規定』であつた。そこには『本山典礼』にあつた法統継承式に伝灯奉告会と慶賀式の二つがあるという内容は引き継がれず、本山における儀式として法統継承式、法要として伝灯奉告法要と分けられて規定されたことによつて、法統継承式と伝灯奉告法要を分けて勤めるということが起こつたと考えられる。

第四節 鏡如宗主から即如宗主の伝灯奉告法要の背景から

ここまで、鏡如宗主から即如宗主までの伝灯奉告法要に至る背景についてみてきた。ここから考えられることは、鏡如宗主の伝灯奉告法要は先代の明如宗主の葬儀に鏡如宗主が出られなかつたことから、住職披露の意味を込めて行われたと考えられる。また、『本山典礼』という制度の中に伝灯奉告法要を行うことが定められることにより、以後、本願寺で継承に際して伝灯奉告法要が行われることとなる。それが、次の勝如宗主の継承に際して伝灯奉告法要が行われることに繋がつたと考えられる。また、勝如宗主の場合は、三歳の時に先代の鏡如宗主が引退することとなり、十六歳（一〇月二〇、二十一日継承）（『勝如上人年譜』より）で継承するまでの間、門主が不在となり、連枝による代理という形が続いていたことから、住職披露の意味が特に強かつたのではないかと考えられる。しかし、即如宗主の伝灯奉告法要の背景を見てみると、勝如宗主と同じように先代の引退から継承することとなつたが、それ以外の状況はさう異なる。また、終戦を機に『本山典礼』が廃止され、新たな宗制、宗法が制定される中で、法統継承式と伝灯奉告法要が分けられ、それぞれの意味合いが曖昧となつたため、その意味づけに悩むことになるなど、鏡如宗主、勝如宗主の伝灯奉告法要と比較すると、即如宗主の伝灯奉告法要は住職披露という意味合いは同

じであるものの、規定に基づき修行されたという意味合いが強いように思われる。
では、それぞれの伝灯奉告法要がどのような内容で行われていたのかを法要次第からみていく。

第二章 伝灯奉告法要次第

第一節 各宗主の伝灯奉告法第

ここからは、各宗主が行った伝灯奉告法要の次第を比較していく。鏡如宗主と勝如宗主は、本山で一日、本廟で一日という形で行っており、即如宗主は前期後期合計六十二日間（内、本廟が一日）行っていることから、鏡如宗主と勝如宗主を中心に比較し、それから即如宗主の次第をみていくことにする。

まず、各宗主が本山で行った法要の次第一覧にしてみると、

鏡如宗主	勝如宗主	即如宗主
一、本堂 先、行事鐘 次、分華衆着座（外陣正 面） 次、納衆入堂場上臈爲先	本堂 一、堂内召計 二、行事鐘 三、諸僧入堂 四、結衆入堂	四月一日 （本堂） 一、行事鐘 二、諸僧入堂 三、調子
		四月三日以降 一、結衆並びに諸役集会所に参集 二、行事鐘 三、諸僧参進入堂（両堂） 四、会行事御導師へ御案内

次、調子	五、調子	四、前門様御焼香御着座	五、御導師集会所に入らるる
次、御導師入道場	六、御導師入堂着座	五、止衆	六、音取
次、衆	七、總禮頌	六、衆	七、引頭立列
次、御導師登禮盤	八、衆	七、御登礼盤 同時総礼	八、結衆立列
次、嘆佛文	九、御導師登禮盤	八、止衆	九、衆
次、衆	一〇、打磬 二音	九、打磬 二音	一〇、御参道
次、御導師降禮盤直二御退出	一一、禮文	一〇、至心礼 起居礼	一一、結衆入堂着座
次、納衆退出	一二、打磬 一音	一一、打磬 一音	一二、御導師入堂御着座
次、分華衆退出	一三、十二光讚	一二、十二光讚	一三、有職物具を賦す
その後、縁儀により本堂から真影堂へ移動	一四、打磬 一音	一三、打磬 一音	一四、止衆
一、真影堂	一五、回向句	一四、結讚	一五、衆員衆所に着く
先、諸僧入道場	一六、打磬 二音	一五、打磬 二音	一六、会行事引頭並びに讃嘆衆着座
(本堂脇の間ヨリ南縁ヲ經テ廊下二渡リ御影堂正面二入ル外陣無目敷外左	一七、衆	一六、衆	一七、総礼頌
	一八、御導師降禮盤	一七、御降礼盤 持念	一八、持念
	一九、御退出	一八、両門様御退出	一九、御登礼盤 賦御華籠
	二〇、諸僧退出	一九、止衆	二〇、止衆
	自本堂 縁儀	二〇、結衆並諸役縁儀位置につく	二一、打磬 二音
	至御影堂	二一、有職物具を徹し縁儀列に立列	二二、至心礼 起居礼
			二三、打磬 一音

右(着又)	次 音取	(本堂南縁ニ於テ立列発音)	次 衆	(自合奏進道、巡路同前分華衆從之)	次 導師入道場	次 伶人着樂所	次 承仕賦聲	次 講読師就礼盤三礼 (同時威儀師從之)	次 購読師登高座	次 威儀師打磬	次 唄 発音 (此間賦華籠堂童子賦之)	次 散華師左右進高座下	侍立 次 諸僧立列
一、諸僧參進	自本堂上縁経渡廊下及御影堂上縁入下陣南入口	二、音取	三、樂 自合奏前進 進路同前	四、御導師入堂着座	五、樂行事印樂員入樂所	六、有職賦物具樹玉幡着座	七、會行事引頭威從儀師等着座	八、上童大童子持幡重便宜退	九、樂 一〇、御導師登禮盤	一一、散華頭參進 衆座前住立	一二、打磬 二音	一三、三奉請 一四、樂 一五、散華頭復座 衆復座	
二二、樂	二三、会行事兩門様御案内	二四、御參進	(影堂)	一、結衆御影堂へ入堂着座	二、兩門様御影堂御入堂御着座	三、有職物具を賦す	四、止樂	五、会行事諸役着座	六、調子	七、前門様御焼香御着座	八、止樂	九、樂 一〇、御登礼盤 同時総礼 賦御華籠 一一、止樂 一二、打磬 二音 一三、結衆座前立列	
二四、表白	二五、打磬 一音	二六、正信偈 依経段	二七、打磬 一音	二八、御降礼盤	二九、念仏 第三句以下「南」字散華	三〇、和讃	三一、御登礼盤 和讃同音より	三二、打磬 一音	三三、樂 結衆復座 撤御華籠	三四、御降礼盤 御着座	三五、持念	三六、止樂 三七、諸役立列 三八、有職物具を徹し立列 三九、会行事御導師へご案内	四〇、御參進

<p>(分華衆若干名正面一行立列)</p> <p>次、散華 発音</p> <p>次、對揚句</p> <p>次、樂</p> <p>(此間諸僧着座、威儀師御誦經賦講師 上卷)</p> <p>次、威儀師打磬</p> <p>次、講師表白</p> <p>次、勸請 取香爐</p> <p>次、講師揚經題</p> <p>(諸僧誦經)</p> <p>次、佛名 取如意</p> <p>次、教化 取如意</p> <p>次、講師揚經題</p> <p>次、經釋 取如意</p> <p>(此時問者高座下)</p> <p>次、論義(業義 出世本懷 副義 聞名信喜)</p>	<p>一六、打磬 一音</p> <p>一七、表白</p> <p>一八、畫讀</p> <p>一九、揚經題</p> <p>二〇、經釋</p> <p>此間承仕賦圓座 問者着圓座</p> <p>二一、論議</p> <p>業義 出世本懷 副義 特留此經</p> <p>二二、打磬 二音</p> <p>二三、回向句</p> <p>二四、打磬 二音</p> <p>二五、樂</p> <p>二六、舞樂</p> <p>二八、長慶子</p> <p>二九、御退出</p> <p>三〇、退出</p>	<p>一四、散華頭參進</p> <p>一五、三奉請</p> <p>一六、散華頭復席</p> <p>一七、結衆復座</p> <p>一八、打磬 一音</p> <p>一九、表白</p> <p>二〇、打磬 一音</p> <p>二一、頌讚 (大衆同心)</p> <p>二二、打磬 一音</p> <p>二三、正信偈</p> <p>二四、打磬 一音</p> <p>二五、御降礼盤 結衆座前立列</p> <p>二六、念佛 第三句以下「阿」字 散華</p> <p>二七、回向</p> <p>二八、御登礼盤</p> <p>二九、打磬 二音</p> <p>三〇、樂 結衆復座 撤御華籠</p> <p>三一、御降礼盤</p>	<p>四一、御入堂御着座</p> <p>四二、有職物具を賦す</p> <p>四三、諸役着座</p> <p>四四、総礼頌</p> <p>四五、持念</p> <p>四六、御登礼盤 賦御華籠</p> <p>四七、止樂</p> <p>四八、打磬 二音</p> <p>四九、頌讚</p> <p>五〇、打磬 一音</p> <p>五一、正信偈 依釈段</p> <p>五二、打磬 一音</p> <p>五三、御降礼盤 結衆座前立列</p> <p>五四、念佛 第三句以下「阿」字散華</p> <p>五五、結讀 頭発音</p> <p>五六、御登礼盤 結讀同音より</p> <p>五七、打磬 二音</p> <p>五八、樂 結衆復座撤御華籠</p>
--	---	--	---

<p>次 威儀師打磬 次 後唄同曲 甲衆同音 （此時問者還着本座） （此間威儀師撤華籠） 次 威儀師打磬 次 衆 次 講読師降高座就禮盤 三禮 次 承仕撤磬 次 舞樂 次 長慶子 次 講師御退出 次 諸僧退出上 爲先 次 諸僧退出</p>		<p>三三、 両門様御退出 三三、 止衆 三四、 諸僧余間に控える</p>	<p>五九、 御降礼盤 六〇、 有職物具を徹す 六一、 持念 六二、 御退出 六三、 結衆退出 六四、 止衆 六五、 諸僧退出</p>
---	--	---	---

（『教海一欄』（壹百六拾七號、七百九拾六號）、『伝灯奉告法要法縁録』参照）

となる。鏡如宗主は本堂にて嘆佛文を読み、御影堂は無量寿会作法となっている。勝如宗主は本堂で讚弥陀偈作法、御影堂では無量寿会作法を行っている。鏡如宗主、勝如宗主ともに、御影堂では無量寿会作法を行っていることから、その内容を比べてると、異なる部分が多くあることがみとれる。これは勝如宗主が行った声明改正の結果で

あり、鏡如宗主時代の次第からは「唄」「對揚句」「仏名」「教化」などの品目が廃止され、「散華」「勸請」「後唄」などは、「三奉請」「画讚」「回向句」などに変更されている。このことで勝如宗主の時は、鏡如宗主の時よりも時間が短縮されて勤められていたと考えられる。かわつて、即如宗主の時は、四月一日と四月三日以降の法要で次第が異なり、鏡如宗主、勝如宗主の時に行っていた「無量寿会作法」などの次第は踏襲されず、それぞれ、新制定の次第が依用された。特に四月三日以降の次第は「奉讚伝灯作法」と名付けられ、制定については、

両堂の併用と大衆唱和を考慮して、『正信偈』を依経段と依釈段に分け、ご門主がご転座されて両堂で御導師をされるといふ、時処即応の作法で、頌讚も法要にふさわしい御文を、御聖教より選出して章譜を附したものである。
 (『伝灯奉告法要法縁録』九九頁)

とあり、伝灯奉告法要に際して作られた新たな次第であることが分かる。この作法は阿弥陀堂御影堂の両堂で勤まり、正信偈の依経段と会釈段で分かれ、各堂の導師が転座するという、これまでにない内容であった。転座における縁儀列は、

本堂より御影堂へご転座縁儀列順

列係×2 会行事 引頭×2 昵近×2 御導師 昵近×2 僧綱 弟子×2 讚嘆衆×2 列係×2
 前門さま御影堂より本堂へご転座随従者―後堂―

副会行事 前門様 僧綱 弟子

となつており、門主である即如宗主は阿弥陀堂から御影堂へ縁儀で転座し、前門主である勝如宗主は御影堂から本堂まで後堂を通じて転座している。

第二節 各宗主の大谷本廟における伝灯奉告法要次第
次に、大谷本廟で行われた法要の次第を一覧にしてみました。

鏡如宗主	勝如宗主	即如宗主
<p>大谷仏殿 先、行事鐘 次、諸僧入道場 先、外陣列座 次、脇之間 次、余之間 次、内陣列座 次、本座一、二等 次、上座一、二等 次、侍真 次、連枝 次、御導師御入道 次、先駆、殿、副行事、弟子、從僧等着座 次、讃衆着座</p>	<p>一、堂内召計 二、行事鐘 三、諸僧入堂 四、調子 五、御導師入堂着座 六、總禮頌 七、樂 八、御導師登禮盤 九、打磬 二音 一〇、重誓偈(※) 一一、打磬 一音 一二、回向句 一三、打磬 二音 一四、樂</p>	<p>(仏殿) 一、行事鐘 二、諸僧入堂 三、音取 四、樂 五、御登礼盤 六、止樂 七、打磬 二音 八、頂礼文(讃弥陀偈) 九、打磬 一音 一〇、重誓偈(重律) 一一、打磬 一音 一二、回向 一三、打磬 一音</p>

<p>(右ノ外総テ退便宜之所)</p>	<p>次、御導師登礼盤</p>	<p>次、重誓偈律曲</p>	<p>次、御導師降礼盤</p>	<p>一明著堂</p>	<p>先、樂行事引伶人仏殿立列階下</p>	<p>次、音取</p>	<p>次、樂</p>	<p>次、打雲版</p>	<p>次、外陣列座脇之間着拝堂</p>	<p>次、余之間着座</p>	<p>次、正准連枝着座</p>	<p>次、侍真着座</p>	<p>次、上座本座列座着座</p>	<p>次、御導師御着座(僧綱從之)</p>	<p>次、弟子賦物具着座</p>	<p>次、讚衆着座</p>	<p>次、樂行事引率伶人着樂所</p>		
	<p>一五、御導師降禮盤</p>	<p>一六、御退出</p>	<p>一七、諸僧退出</p>	<p>諸僧集會所參集</p>	<p>諸役幄前立列</p>	<p>一、御導師へ會行事御案内</p>	<p>二、御導師入集會所</p>	<p>三、諸僧參進</p>	<p>四、樂行事引樂員階下立列</p>	<p>五、音取 幄代前ニテ奏ス</p>	<p>六、有職取物具幄前立列</p>	<p>七、引頭威從儀師降階幄前立列</p>	<p>八、結衆降階幄前立列</p>	<p>九、御導師降階入幄</p>	<p>上童有職僧綱扈從</p>	<p>一〇、樂</p>	<p>一一、引頭催列各 道左右徐進</p>	<p>一二、御導師參進</p>	<p>一三、樂員堂前 道左右留樂猶不止</p>
	<p>一四、樂</p>	<p>一五、御降礼盤</p>	<p>一六、御退出</p>	<p>一七、止樂</p>	<p>一八、諸僧退出</p>	<p>(集會所)</p>	<p>一九、結衆並びに諸役集會所に參集</p>	<p>二〇、ご門主様集會所に入らる</p>	<p>二一、有職物具を持ち階を降り立列</p>	<p>二二、引頭兼威從儀師階を降り立列</p>	<p>二三、結衆階を降り立列</p>	<p>二四、樂</p>	<p>二五、御參進 上童僧綱隨從</p>	<p>(明著堂)</p>	<p>一、威從儀師樂員等堂前左右に立列</p>	<p>二、結衆階を昇り着座</p>	<p>三、ご門主様階を昇り御着座 僧綱隨從 着円座</p>		

<p>次、御師着仏殿</p>	<p>三〇、回向</p>	<p>二二、御登礼盤</p>
<p>次、連枝方侍真堂班総代、副行事、会役者</p>	<p>二九、念佛 毎句散華</p>	<p>二一、結讃</p>
<p>次、御還列</p>	<p>二八、御導師降禮盤 衆座前住立</p>	<p>二〇、念仏 第三句以下「阿」字散華</p>
<p>次、衆</p>	<p>二七、打磬 一音</p>	<p>一九、御降礼盤、結衆座前住立</p>
<p>次、会行事御還列御案内</p>	<p>二六、念佛正信偈 賦華籠</p>	<p>一八、打磬 一音</p>
<p>次、御列諸役立列階下</p>	<p>二五、打磬 一音</p>	<p>一七、正信偈 賦御華籠</p>
<p>次、讚衆立列階下</p>	<p>二四、總序文</p>	<p>一六、打磬 一音</p>
<p>次、弟子撤物具立列階下</p>	<p>二三、打磬 一音</p>	<p>一五、頌讚(大衆同心)</p>
<p>次、衆行事引伶人立列階下</p>	<p>二二、表白</p>	<p>一四、打磬 二音</p>
<p>次、御導師降礼盤御着座</p>	<p>二一、打磬 二音</p>	<p>一三、止衆</p>
<p>次、衆</p>	<p>二〇、御導師登禮盤</p>	<p>一二、御登礼盤 同時総礼</p>
<p>次、六種</p>	<p>一九、衆</p>	<p>一一、持念</p>
<p>次、御導師表白</p>	<p>一八、引頭威從儀師昇堂着座</p>	<p>一〇、総礼衆</p>
<p>次、散華師発音(散華座前立列)</p>	<p>此時上童已下便宜二退夕</p>	<p>九、衆</p>
<p>次、御導師登礼盤</p>	<p>一七、衆行事引樂員入樂所</p>	<p>八、止衆</p>
<p>次、唄師発音(此間賦華籠)</p>	<p>一六、止衆</p>	<p>七、調子</p>
<p>次、執綱執蓋持幡童其他退便宜之所</p>	<p>一五、有職物具取玉幡立之</p>	<p>六、衆員威從儀師階を昇り着座</p>
<p>次、先驅已下諸役着座</p>	<p>一四、御導師昇堂着座</p>	<p>五、止衆</p>
<p>結衆昇堂着座</p>	<p>一三、有職物具取玉幡立之</p>	<p>四、有職階を昇り物具を賦して着座</p>

となっている。

<p>次、御導師退出 次、連枝已下退出</p>	<p>三一、御導師登禮盤 三二、打磬 二音 三三、樂 三四、御導師降禮盤着座 三五、上童已下階下立列 三六、樂行事引樂員降階立列 三七、有職撤物具降階立列 三八、引頭威從儀師降階立列 三九、樂 四〇、會行事御還列御案内 四一、御退出 四二、結衆退出 四三、諸僧退出</p>	<p>二三、打磬 二音 二四、樂 結衆復座 撤御華籠 二五、御降礼盤 二六、持念 二七、止樂 御親教 総長復演 恩徳讃 還列 二八、引頭兼威從儀師樂員降階堂前左右に立列 二九、有職物具を持ち降階立列 三〇、樂 三一、会行事ご門主様へ御案内 三二、御退出 三三、結衆退出 三四、止樂</p>
-----------------------------	--	--

〔教海一欄〕(老百六拾七號、七百九十六號)、『伝灯奉告法要法縁録』参照

鏡如宗主の時は、本山から大谷本廟まで行列をつくつたとされる。本山からの出発は午前十時であり、その道順は、御前通、油小路通、七條通、妙法院門前通を経由している。なお参加者は、諸講中総代、護持会財団評議員、慈善会財団特別会員、末寺檀家総代等約一万人、諸学校生徒約一千人、出勤法中約二千五百人であり、合計約一万三千五百人の大行列であったとされ、先頭が大谷本廟について時点でまだ三分の一程の列しか出門していかなくなった。鏡如宗主が乗った輿が出門したのは先頭が出発してから二時間後のことであったとされる。全体が大谷本廟に到着したのが午後二時であり、輿を降りた鏡如宗主はそのまま仏殿へ入り法要が行われた。仏殿での法要の後、鏡如宗主は休所に入り、休憩の後ち仏殿階段をおりて奏樂のなか庭儀行列にて二天門を通って明著堂へと向かった。法要が終わるとすぐに仏殿までの還列となり、このとき午後三時四十分であったとされる。そして、午後五時に大谷本廟から本山までの還列となり、妙法院門前通、七條通、油小路通、御前通から御影堂門前までと、行きと同巡路を通つてかえつてきた。到着した時には日は沈み、電灯が灯り始めていたとされている。〔『教海一瀾』(第壹百六拾七號)

勝如宗主の時には、大谷本廟での法要は、仏殿においては、『教海一瀾』七百九十六號一一頁では讚仏偈作法と掲載されているが、『同』一四頁掲載の次第の中には重誓偈と書かれている(右表(※)部分)。鏡如宗主、即如宗主の次第と比べてみると、どちらも重誓偈となつてゐることから、勝如宗主のときも重誓偈作法であつたのではないかと考える。また、明著堂で廣文類作法が行われている。鏡如宗主の時からの変更点としては、本山での法要と同じく声明改正により、次第も新たなものになつてゐる。また、本山から本廟までの行列が無くなつたということも大きく変わった点であると考えられる。無くなつた理由は、前回あまりにも時間がかかり過ぎたということかと考えられるが、行列を行わなかつた詳細は不明である。

即如宗主の時は、仏殿では重誓偈(律曲)が唱えられ、これまでの形を踏襲している。しかし、明著堂では勝如

宗主の時の廣文類作法ではなく、正信偈が唱えられることとなった。変更された理由は不明であるが、「奉讚伝灯作法」の説明部分にあった大衆唱和ということを考慮してのことではないかと考える。また、次第終盤に御親教や総長復演が見られることから、法要時間の短縮ということもあつたのではないだろうか。

第三章 伝灯奉告法要における諸行事について

第一節 各宗主の伝灯奉告法要における行事

次に各伝灯奉告法要に際して行われた行事についてみていく。各宗主が行った行事は次の表の通りである。

鏡如宗主	勝如宗主	即如宗主
<p>五月一日 御影堂において三十六名の舞樂が行われる。</p> <p>三日～四日 出勤法中・本山別院の勘定等二千四百名に記念品の下附。能を行い法要後の饗応を行う。</p> <p>仏教専門学校において伝灯奉告法要に関する記念大演説会。</p> <p>五日 能楽開催</p>	<p>・慶讚法要（十二日～十五日） 本堂 讚仏偈作法</p> <p>御影堂 読経一座作法</p> <p>・舞樂</p> <p>十一日、十三日、十四日、十五日の四日間、大阪雅亮会の舞樂が奏せられる。御影堂前白州中央に方五間の舞台。その後方には二棟の幄舎。この両楽舎の前に鼈太鼓</p>	<p>・伝灯奉告法要祝賀幼児の集い 本山仮設舞台にて（五月十九日）</p> <p>・伝灯奉告法要祝賀宗門関係学校生の集い 御影堂・仮設舞台にて（五月二十一日）</p> <p>・伝灯奉告法要祝賀 青少年の集い 御影堂・仮設舞台・本願寺会館・龍谷大学大宮学舎（七月二十六日～二十七日）</p> <p>・伝灯奉告法要祝賀僧侶（兼職者）の集い</p>

西域地方の古美術品並びに写真の展示

六日 西山別院で伝灯奉告法要

七日 宗族および近府県の官民紳士・新聞

記者等七〇〇余名を招き饗応する。

・近隣住民

六条旧境内の町民は家毎に紅燈を吊し本

山旗を掲げて祝意をしめした。

三日には楽隊を組織して植柳小学校から

本山まで紅燈行列を行う。

四日には六齋念仏踊を大玄関前庭に催す。

・法要に際して

仏教大学、各仏教中学、相愛女学校に金

一封を下附

連枝、末寺僧侶に功賞

慈善会財団、護持会財団が市内貧民に施

米を行う。

山陽・奈良両鉄道会社が参拝者の運賃を

と鉦鼓が置かれた。

・能楽

十三日、十四日午後十五時より白書院舞

台において上演

・一般拝観

法要前日の一〇日〜十六日まで両堂参拝、

書院拝観、翠滴園、百華園の拝観を差許。

・御依用品の拝展

一〇〜十五日まで午前八時〜午後四時ま

で門主の装束等九点を五柳之間に拝展観

覧を差許

○各大会

・同朋仏教青年会大会

・全国模範工手表彰式と工場懇談会

・全国教区会長並組長大会

本堂・鴻の間（八月二十四日）

・伝灯奉告法要慶讃全国児童生徒作品展

本願寺会館・参拝部ロビー・接待所（四

月一日〜一〇月六日）

・降誕会祝賀能

五月二十一日恒例行事

・特別展覧会「西本願寺の秘宝」

京都国立博物館（四月十五日〜五月

二十五日）

・伝灯奉告法要記念シンポジウム「現代を
考える―子どもの自殺―」

京都産業会館・シルクホール（六月

二十四日）

二割～三割の値引き、切符の通用期間を延期。

・女僧侶、男女教士大会

・婦人会合同大会

・布教使大会

・学校関係慶賀大会

・関係学校教職員大会

・全国青年信徒大会

・社会事業大会

・日校児童少年団健児慶賀大会

大会同日の夜に提灯行列あり。町内より本山に練込み、本山における法要最終の夜を飾る。

・参拝者への布教

総会所、大谷本廟、六条三ヶ寺、天幕伝道、布研及会館（布教研究所、顕道会館、六角開館）、遊履伝道、宿舎慰問、列車慰問の八班に分け連日連夜活動する。

・展覧会の開催

	<p>第一会場 京都博物館 九日～十八日まで 第二会場 京都烏丸通丸物百貨店 九日～十七日まで 第三会場 共保ビル 十一日～十六日まで</p> <p>・婦人会バザー 四月十一日～十五日まで 京都烏丸通高島屋本店</p> <p>・航空機の慶讃飛行 十三日午後三時 大阪朝日新聞社ブスモス機 本山上空にて七色の慶讃ピラ数万枚を降らし約二〇分間右繞三匝。全国青年信徒大会中。 十五日午後一時半 大阪毎日新聞社第二十一号機 祝賀ピラ数万枚をまく。</p>

この表を見ると、鏡如宗主の時は本願寺からは各関連学校に金一封を送る、市内貧民に施米を行うなど様々なこと
 (『本願寺史』第三卷、『勝如上人伝灯奉告法要記念写真帖』、『伝灯奉告法要法縁録』より)

が行われているが、鏡如宗主がアジアの仏跡調査で収集した古美術品の展示や、近府県の官民紳士などを招いての饗応など、本願寺関係者以外への行事も行い、参拝者のために鉄道の運賃が値引されるなど、本願寺の世間に与える影響力の強さがうかがえる。また自発的か、依頼したかは不明であるが、近隣住民が楽隊を組織して行列を行ったり、六斎念仏を行ったりと近隣住民からも盛大に祝われていたことが見てとれる。

また、勝如宗主の時は、鏡如宗主の時に比べて行事数は格段に増えていることが見てとれる。各大会に見られるように、本願寺内部の大会も数多く行われると共に、参拝者に向けての伝道や、一般拝観、展覧会、婦人会バザーのような一般に向けた行事まで幅広い行事を行っている。そして、飛行機を使って空中からビラをまくという派手な行事も行っている。

これらの行事を見てみると、子どもから大人まで参加することができる盛大な催しであったと考えられる。門信徒も近隣の住民も法要に際して楽しんでいたのではないかと考える。

また、即如宗主の時は、特別展覧会、シンポジウムなど対外的な行事も行われているが、多くは内部の行事が中心のように見てとれる。即如宗主の伝灯奉告法要は鏡如宗主や勝如宗主の時とは異なり、対内的な要素が強かったようである。

第二節 伝灯奉告法要における参拝者数について

各伝灯奉告法要では先に挙げたように多くの行事が行われていた。その中で、法要に参拝した人数がどれほどであったのかを見てみると、鏡如宗主の時は正確な人数まではわからないが、法要当日は参拝者が多く、中には群衆を押し分け進む者もいたとされる。そのことで怪我をした参拝者もあり、これを想定してか、真宗信徒保険会社職員詰所、看護婦養成所詰所が設けられ怪我人の治療を行ったとも『教海一瀾』（第百六拾七號）に記されている。

また、本山から大谷本廟に向かう行列の人数が、合計約一万三千五百人であったことから、多くの方が法要に参拝されたことがわかる。

また、勝如宗主の伝灯奉告法要では、四月十一日～十五日までの出勤僧の人数は、十一日、一千五百七十九人。十二日、一千二百二十人。十三日、一千八十八人。十四日、八百二十九人。十五日、七百三十九人の総延出勤届数が五千三百五十七人であった（『教海一瀾』七百九十六號）。このように、各日多くの僧侶が参勤していたことが見て取れる。また参集した門末の人は十万三千二百三十人にのぼった（『本願寺派勤式の源流』二〇九頁より）とされている。本山では法要に際し、御影堂落縁に畳をひいて一座毎に七千人の参拝者が着座出来るように準備を行い、救護所を阿弥陀堂門内北側に設け、物品預所、案内所、無料休憩所などを設置して対応していたことがうかがえる（『教海一瀾』七百九十五號）。期間中多くの門末が参拝したことから大変賑やかな法要であったと考えられる。

また即如宗主の伝灯奉告法要での参拝者数は前期後期法要合わせて二十八万二百一人にのぼり、出勤僧の人数は結衆、法中、讃嘆集合わせて七千六百六人であった（『伝灯奉告法要法縁録』）。このことから、六十二日間に渡り多くの参拝者が来京し、京都の町を賑わしたであろうことがみえてくる。

まとめ

以上、鏡如宗主から即如宗主までの伝灯奉告法要についてみてきた。鏡如宗主は先代の明如宗主の葬儀に参列出来なかつたことから法要を行ったと考えられる。また、勝如宗主は、鏡如宗主が引退をするようになったとき、三歳と幼く、その後十六歳で法統継承するまでの間、本願寺に門主が不在という状態が続き、勝如宗主が成人を迎えたことで行われることになった。門末にとっては待ちに待った法要であったと考えられる。そして、即如宗主は

勝如宗主が引退を宣言されたことにより、法統継承することになるが、戦争などによる世の中の影響により、本願寺の制度が変わってしまい、鏡如宗主、勝如宗主とは異なる形での法要となったことがみてとれた。各宗主それぞれに行う背景が異なっているが、伝灯奉告法要が住職・門主披露であるという意味合いは変わらず引き継がれてきたことが分かる。

また、鏡如宗主は、内外問わず盛大に行い、勝如宗主は参拝者が楽しめるような催しを数多く行っている。そして、即如宗主は対外的な部分より内側中心に結束を固めるといような意味合いがあったのではなからうか。

ここまで見てきて、伝灯奉告法要は、その時々々の社会における本願寺の立ち位置、法統継承に至る背景の違い、法統継承者の思いなどの特色が出る法要ではないかと考える。

では、第二十五代専如門主の伝灯奉告法要はどのような法要になるのだろうか。二〇一六年一〇月から始まる法要に注目していきたい。

以上

※引用文中に「傳燈奉告會」「傳燈奉告會法要」と出てくる箇所は、原文ママとして、文中はそれらを「伝灯奉告法要」に統一した。

【参考文献】

- ・『本山録事』明治二十六年～明治三十八年（本文引用部分の掲載誌発行年は引用後に記載）
- ・『教海一瀾』教海雜誌社 明治三〇年～昭和十四年（本文引用部分の掲載誌号は引用後に記載）
- ・武岳順靜編『勝如上人傳燈奉告法要写真帖』本派本願寺 昭和八年
- ・鏡如上人七回忌法要事務所編『鏡如上人年譜』鏡如上人七回忌法要事務所 昭和二十九年

- ・本願寺史料研究所編『本願寺史』（第三卷）浄土真宗本願寺派宗務所 昭和四十四年
- ・『法統継承記念』昭和五十二年（即如上人法統継承式に際し配られた冊子）
- ・『法統継承式並びに関係諸行事』昭和五十二年（即如上人法統継承式に際し配られた冊子）
- ・本願寺史料研究所編纂『本願寺年表』浄土真宗本願寺派 昭和五十六年
- ・『伝灯奉告法要法縁録』編纂委員会編『即如上人伝灯奉告法要法縁録』浄土真宗本願寺派出版部 昭和五十七年
- ・武田英昭著『本願寺派勤式の源流』本願寺出版部 昭和五十七年
- ・浄土真宗本願寺派勝如上人年譜編纂発行委員会編『勝如上人年譜』本願寺出版社 平成二十一年

【キーワード】

伝灯奉告法要 鏡如 勝如 即如